熊谷市水道企業育成型競争入札の試行に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、熊谷市上下水道部が発注する水道管工事において、建設業者の健全育成を図るとともに熊谷市において水道管の漏水に伴う修繕工事（以下「漏水修繕」という。）を行う建設業者を育成し、当該建設業者の一層の拡大を目的に実施する水道企業育成型競争入札の試行に関し、熊谷市契約規則（平成１７年規則第６８号）、熊谷市建設工事等競争入札参加者取扱要領（平成１７年訓令第６０号）及び熊谷市電子入札運用基準（令和３年１０月１日施行）その他の競争入札に関する規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　水道企業育成型競争入札　漏水修繕を行う水道企業の育成を目的とした競争入札をいう。

⑵　漏水修繕当番業者　契約に基づき届出を行った名簿に、漏水修繕当番業者として記載がある者をいう。

（対象工事）

第３条　水道企業育成型競争入札の対象となる工事は、次のいずれにも該当するもののうち、市長が必要と認めた工事とする。

⑴　水道管布設、水道管改良又は水道管移設に係るものであること。

⑵　設計金額が１億円未満のものであること。

（入札参加者の資格）

第４条　対象工事の入札参加者は、熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号。以下「規則」という。）第３条に規定する資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者のうち、次のいずれにも該当するものであることとする。

⑴　資格者名簿のうち管工事業又は土木工事業に登載されていること。

⑵　入札実施時に漏水修繕当番業者であること。

（対象工事の格付）

第５条　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第１５条の規定に関わらず、対象工事の格付を設定する。

（不調時の取扱い）

第６条　不調となった入札について、改めて入札を行う場合には、この要領は適用しない。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和６年１月２６日から施行する。